

# Google 広告運用サービス利用規約

## 第1条 (本規約)

1. 株式会社 U S E N (以下「当社」といいます。)は、Google 広告運用サービス利用規約 (以下「本規約」といいます。)を定め、Google 広告および付随する業務を契約者に提供します。
2. 本規約のほか、当社が別途定める注意事項等がある場合は、当該注意事項等も本規約を構成する一部に含まれるものとします。
3. 当社は、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
4. 当社は、変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載その他の当社所定の方法により契約者に周知します。
5. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、当社が別段の定めをした場合を除き、契約者は、本規約の変更に異議なく同意したものとみなします。

## 第2条 (用語の定義)

本規約における各用語の定義は以下のとおりとします。

用語	定義
(1) 本サービス	本規約に基づき当社が提供する、「Google 広告に係る代理店業務 (広告出稿状況のレポート作成および契約者への提出業務及び Google 広告に係る利用料金の Google への支払を含む)」および「付随する業務」の総称。
(2) 本基本サービス	申込者が、本サービスの利用契約の申込みにあたり、本サービスの申込み以前または本サービスの申込み時点で、契約または契約済みである、当社所定の申込書 (以下「申込書」といいます。)に定める当社サービス。
(3) Google 広告	Google LLC (以下、「Google」といいます。)が、Google 又は Google の提携するサイト運営会社もしくは、その他第三者の検索結果ページ上に、特定の検索キーワードに対して、当社が指定したランディングページへのリンクを表示する検索連動型広告。
(4) 付随する業務	Google 広告に係り契約者が Google に対して行うべき「キーワード選定業務および付随する業務」等の業務代行業務。

## 第3条 (本サービスの利用契約)

1. 本サービスの利用契約は、申込者が申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾することにより、当該申込書に記載された申込日 (以下「成立日」といいます。)をもって、申込者と当社との間にて成立するものとします。
2. 当社は、次の各号の場合、申込者からの本サービスの利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込書の記載内容に虚偽の事実が存在する場合
  - (2) 本サービスまたは当社の提供する他のサービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 過去に当社の他のサービスの取り消し処分等を受けたことがある場合
  - (4) お客様が本規約のいずれかに違反している、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - (5) 本サービスの利用申込みと同時に申込みをした本基本サービスの契約が成立しなかった場合
  - (6) その他当社の業務の遂行上支障がある場合
3. 当社は、第1項により成立した本サービスの利用契約後に、前項各号のいずれか一に該当することが判明した場合、その旨を契約者に通知のうえ、当該利用契約の成立を取消す場合があり、申込者は予めこれを承諾するものとします。

## 第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は別紙【料金表】に定めるものとします。
2. 当社は、月額利用料金のうち60%相当額を Google への広告出稿費 (以下「月額運用費」といいます。)として使用するものとします。
3. 当社は、前項の月額運用費について、月額運用費の消化率が95%未満の場合、当該月額運用費のうち当月分の未消化分の月額運用費用を返金するものとします。この場合、当社は、当月分の未消化分の月額運用費用を翌月末日までに締め (本項において、以下「締め日」といいます。)、締め日の属する月の翌月末日までに契約者へこれを返金するものとします。なお、当該返金に係る手数料等は、当社負担とします。
4. 前項の定めにかかわらず、契約者が当社に対する利用料金その他の債務の支払いを滞った場合、または、お申込者の都合により消化率が95%未満となった場合には、前項の場合にあっても、当社は契約者に対し、未消化分の月額運用費用を返金しないものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

## 第5条 (支払方法)

1. 当社は、当月分の本サービスの利用料金を当月末日までに契約者へ請求し、契約者は、翌月末日までに申込書に定める方法で当社へ支払うものとします。
2. 前項の定めるほか、申込書にて、複数月の月額利用料金の一括支払い (以下「一括支払期間」といいます。)を定めた場合には、契約者は当社に対し、一括支払期間分の月額利用料金を、一括支払期間の開始月の翌月末日までに申込書に定める支払方法にて支払うものとする。
3. 本サービスの利用料金の支払いに係る手数料は、契約者負担とします。

## 第6条 (有効期間等)

1. 本サービスの利用契約は、成立日から効力を有するものとします。
2. 本サービスの利用契約の契約期間は、サービス利用開始月から6ヶ月までとするものとします。ただし、契約者が利用期間を更新しない旨を有効期間満了日の前月末日までに書面により当社へ通知しない場合、利用期間満了日の翌日から同一条件にて1ヶ月更新するものとします。
3. サービスの利用開始月は、申込者が申込書にて届け出た電子メールアドレス宛に、当社が本サービス利用開始の旨の通知メールを送信した日

の属する月とするものとします。なお、契約者は、予め別紙に定めるドメインからの通知メールを受信でき、かつ迷惑メールとして振り分けられないように自らがこれを設定しておくものとし、かつ当該設定の不備により契約者が通知メールの到着を確認できなかった場合であっても、契約者は、当社が通知メールを送信した時点をもって契約者に到着したものとみなすことを予め承諾するものとします。

#### 第7条 (再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスに関する業務を第三者に再委託することができます。

#### 第8条 (個人情報)

1. 当社は、申込者および契約者に係る個人情報（以下、「個人情報」といいます。）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの個人情報について以下の目的で利用します。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 契約者の管理
  - (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - (4) 料金の請求に関する業務
  - (5) 契約者からの問合せへの対応業務
3. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 加盟者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者 または提供を受ける者の組織の種類、および属性
料金の決済を行うため	氏名、加盟者名、料金	電子データ	カード決済代行事業者、金融機関

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

#### 第9条 (解約、解除および期限の利益喪失)

1. 契約者は、本サービスに利用契約の解約を希望する場合、当社に対し、解約希望日の1ヶ月前までに当社所定の方法にて解約の旨を通知することにより、本サービスを解約することができます。
2. 本サービスの利用契約中に、契約者が理由のいかんにかかわらず本基本サービスを解約した場合は、本サービスの利用契約は、本基本サービスの解約日を以って当然に終了するものとします。なお、本サービスを解約した場合でも、本基本サービスの契約期間は、当該本基本サービスの契約条件に従うものとします。
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の解除をすることができるものとします。
  - (1) 1回でも利用料金の支払いを遅延したとき。
  - (2) 利用契約に定める条項に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき。
  - (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは手形もしくは小切手が不渡りになったとき。
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てまたは公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てをしたとき。
  - (6) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
  - (7) 解散、事業譲渡の決議をしたとき。
  - (8) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
  - (9) 前各号に準じる事由が生じたとき。
4. 契約者は、前項の規定により利用契約の解除をされたときは、当社に対し、当社の被った損害の賠償をするものとします。
5. 契約者は、第3項各号のいずれかに該当したときは、当社に対する一切の金銭的債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に支払うものとします。

#### 第10条 (反社会勢力排除に関する表明保証等)

1. 加盟者は、加盟契約締結時および加盟契約締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 加盟者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加盟契約を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3. 前項の定めに基づき加盟契約を解除された加盟者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### 第11条（準拠法、裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスまたは本規約に関連して当社と申込者または契約者との間で生じた紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 付則

- ・2015年3月25日 制定
- ・2015年4月14日 改定
- ・2017年12月1日 改定
- ・2024年9月1日 改定 ※株式会社USEN Mediaの飲食店向けグルメサイト関連事業を株式会社USENが吸収合併により承継
- ・2026年3月12日 改定